平成２９年度　第１１回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成３０年２月９日（金）					
招集の場所	あさぎり町 議会議場議員控室					
開閉会日時及び宣告	開　会	平成30年2月9日　午後1時30分		会　長	鶴　田　和　典	
	閉　会	平成30年2月9日　午後2時34分		会　長	鶴　田　和　典	
応（不応）招委員及び出席並びに	議席番号	氏　　名	出欠等の別	議席番号	氏　　名	出欠等の別
欠席委員 出　席　２６名 欠　席　　０名 ○（出席） ×（欠席） △（遅刻）	１	杉下　和治	○	１４	廣瀬　孝喜	○
	２	多田　喜一郎	○	１５	重信　洋一	○
	３	上田　辰己	○	１６	溝口　秀人	○
	４	的射場　洋一	○	１７	三宅　武二	○
	５	恒松　純生	○	１８	吉田　利明	○
	６	宮原　久子	○	１９	平川　　勇	○
	７	豊永　安茂	○	２０	井上　正次	○
	８	西　　秀人	○	２１	石山　孝史郎	○
	９	林田　樫臣	○	２２	松本　廣幸	○
	１０	平田　作實	○	２３	中村　陽子	○
	１１	田崎　洋一郎	○	２４	橋口　丈一	○
	１２	上野　勇一郎	○	２５	福永　高嗣	○
	１３	濱田　定武	○	２６	鶴田　和典	○
議事録署名委員	２１番　　石山　孝史郎　　２２番　　松本　廣幸					
出席した農業委員会職員	課長補佐　　山本　祐二　　参事　　大岩　亜記					
議事日程	日程第１　会議録署名委員の指名 日程第２　報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知について 日程第３　報告第２号　農地所有適格化法人報告書について 日程第４　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について 日程第５　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について 日程第６　議案第３号　あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について 日程第７　議案第４号　農用地利用集積計画（第２回）の決定について 日程第８　議案第５号　農地の賃借料情報の提供について					

開会　午後１時３０分

●農業振興課課長補佐（山本　祐二君）　起立。着席。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　皆さん、こんにちは。私達の任期もあと１回で終わるわけですが、再選される方は、また残って頑張っていただきたいと思います。寒い日が続いておる中で、本日の出席委員は２６人です。定足数に達しておりますので、平成２９年度あさぎり町農業委員会第１１回総会を開会いたします。ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第１　会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　日程第１、会議録署名委員の指名を行います。本会議の会議録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第１７条の規定によって、２１番、石山孝史郎委員、２２番、松本廣幸委員を指名いたします。

日程第２　報告第１号

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　日程第２、報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本　祐二君）　はい。それでは報告いたします。資料２ページ目をご覧ください。今回は、１２件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号９番から１４番が第三者貸し付けのため、申請番号１５番から１６番が経営規模縮小のため、申請番号１７番、１８番が所有権移転のため、申請番号１９番が契約内容変更のため、申請番号２０番が経営委譲のためとなっております。以上で報告を終わります。

日程第３　報告第２号

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　日程第３、報告第２号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本　祐二君）　はい。それでは報告いたします。資料は３ページ目をご覧ください。今回は、１件の届け出が提出されております。関連資料につきましては、農業生産法人経営概要表を添付しておりますので、よろしくお願いします。以上、報告を終わります。

日程第４　議案第１号

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　日程第４、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本　祐二君）　はい。議案第１号、農地法第３条について説明いたします。最初に申請番号２８番ですが、資料は４ページから５ページになります。譲渡人は町外の個人の方で、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地としましては、一筆で、地目は台帳・現況とも畑、面積が２，１７９㎡となっております。移転する契約としましては売買で、全部で６０万円となっております。譲受人は申請地に麦を作付される予定です。

次に２９番です。資料６ページから７ページ左側となります。譲渡人及び譲受人は、共に町内の個人の方です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳・現況とも畑で、面積が６，２０４㎡となっております。移転する契約としましては賃貸借で、１０アール当たり１万円となっております。譲受人は新規就農者で、申請地にイタリアンを作付される予定です。将来的には、譲渡人のすべての農地を経営委譲して作付耕作される予定です。

次に申請番号３０番ですが、資料は７ページ右側と８ページになります。譲渡人及び譲受人は、共に町内の個人の方です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳・現況とも畑で、面積が１，１０６㎡となっております。移転する契約としましては贈与となっております。譲受人は申請地に栗を作付される予定で

す。

次に申請番号３１番ですが、資料は９ページと１０ページになります。譲渡人及び譲受人は、共に町外の個人の方です。移転する土地としましては６筆で、地目は台帳・現況とも畑で、面積が合計２２，３６５㎡となっております。移転する契約としましては贈与となっております。譲受人は、申請地に栗を作付される予定です。

次に、申請番号３２番ですが、資料は１１ページと１２ページから１３ページ左側の地図になります。譲渡人及び譲受人は、共に町内の個人の方です。移転する土地としましては５筆で、地目は、台帳・現況ともすべて畑で合計面積が５，９４７㎡となっております。移転する契約としましては売買で、１０アール当たり１８５，０００円となっております。譲受人は、申請地に栗を作付される予定です。

次に申請番号３３番ですが、資料は１３ページ右側と１４ページになります。譲渡人及び譲受人は、共に町内の個人の方です。移転する土地としましては２筆で、地目は、台帳・現況とも畑で、合計面積が５，９２８㎡となっております。移転する契約としましては、贈与となっております。譲受人は、申請地に米を作付される予定です。

最後に申請番号３４番ですが、資料は１５ページ、１６ページになります。譲渡人は、町外の個人の方で、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地としましては２筆で、地目は台帳・現況が、一筆は畑で、一筆が田となっております。合計面積が１，３１９㎡となっております。移転する契約としましては贈与となっております。譲受人は、申請地に野菜を作付される予定です。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと考えます。審議方よろしくお願いします。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第５班の現地調査がありましたので、申請番号２８番の案件については、１６番委員の溝口秀人委員より、申請番号２９番の案件については、１番委員の杉下和治委員より、申請番号３０番の案件については、５番委員の恒松純生委員より、申請番号３１番の案件については、８番委員の西秀人委員より、申請番号３２番の案件については、１番委員の杉下和治委員より、申請番号３３番の案件については、１６番委員の溝口秀人委員より、申請番号３４番の案件については、４番委員の的射場洋一委員より、それぞれ順次報告をお願いします。

○１６番委員（溝口　秀人君）　はい、１６番、溝口です。午前中の現地調査の結果を報告いたします。申請番号は２８番の件です。資料は４ページの右側、それから５ページにまたがっております。まず場所はですね。あさぎり中学校も西のほうに上村の総合運動公園があります。そこから約２００ｍぐらい石坂地区の集落の中に入った畑です。現況は、大変５、６年作付がないというようなことで荒れておりますが、求められる方は、上地区のたばこ農家で、特農家で、頑張っておられる方です。そして後継者の方もおられて、大変いいんじゃないかと思っております。以上です。

○１番委員（杉下　和治君）　１番です。２９番の案件につきまして説明いたします。ページは、６ページと７ページの左側です。まず場所ですけれども、あさぎり中学校、それから上総合運動公園の北側に位置します。現在は、牧草作付刈り取り後の管理となっておりまして、管理はちゃんとされておりますので、問題はないと思います。よろしくお願いします。

○５番委員（恒松　純生君）　５番、恒松です。申請番号３０番ですけれども、ページは、７ページ８ページになります。場所は、須恵文化ホールの北側に５００ｍ行ったところの県営畑地造成された畑で、現況は、成木の栗が植えられてよく管理されていました。何か親戚関係ということで、無償贈与となっております。審議方よろしくお願いいたします。

○８番委員（西　　秀人君）　８番、西です。３１番の案件について説明いたします。資料のほうは、９ペー

ジ、１０ページになります。現地のほうは、国道２１９号のサングリーン左手に、上村方向に上がって行きますと百太郎溝がありまして、百太郎溝をさらに２７０、２８０ｍ上がったところの交差点の十字路から、左のほうに清水保育園のほうに約３００ｍぐらい行ったところの右と左の６筆ありまして、現在は栗を植えてありました。以上です。審議のほうよろしくお願いします。

○１番委員（杉下　和治君）　１番です。申請番号３２番の案件につきまして説明いたします。ページは、１１ページから１３ページの左側です。まず最初に、上西東小原の場所から説明します。場所は、ウエムラテックの近くを左へ上って、貯水場がある近くになります。ここは管理もされておりまして、いいと思いますのでよろしくお願いします。それと、オバチって言うとですかね。の場所を説明します。やはりウエムラテックから、左の方向に上りまして養豚団地があります。隣の畑になります。現在は、２年ほど作付がなされてなくて荒れた状態になっております。譲受人の方が、一応、栗を作るという計画を出しておられますけれども、以前、譲受人の方が、３条とかで買われておりますけれども、農地としての利用が、見た目で今日も見てきましたけれども、農地としての利用がなされていないように現地調査員の皆さんで、判断しております。ここは農振地域ですので、本来なら基盤強化法での買い入れとなるわけですけれども、前回というか、前の購入のときにも、審議送りをして、いろいろと議論をしたところであります。皆様の御意見を伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　溝口委員。説明を。

○１６番委員（溝口　秀人君）　申請番号の３３番の件について報告いたします。資料は、１４ページと１５ページに付けてあります。場所は、上地区の清水保育所のあっですもん。清水集落の中に清水保育所。それを榎田のほうに上がってもらえば、ちょうど榎田集落と清水集落の中間点付近に、人吉の方に行く道を曲がって１００ｍぐらい行ったとこいの道沿いです。ようわかんなれんでしょうばってんがそこです。圃場はですね。この２枚を１枚に基盤整備してあります。きれいに耕作されており、何ら問題はないわけです。親から子への贈与というようなことで、何ら問題はないと思って見てきたわけです。何かあれば皆さん方審議してください。以上です。

○４番委員（的射場　洋一君）　４番、的射場です。申請番号３４番の案件について説明いたします。資料は、１５ページ、１６ページ左側をご覧ください。場所は、１６ページの地図にございますが、くま川鉄道おかどめ幸福駅から西に大体２００ｍほど沿って行きまして、踏切から少し上がりますと住宅地の中に存在しております。譲渡人の方が、元々この土地に隣接します宅地がご実家ということで、これは相続という形で、確か数年前に受けておられますが、住所が熊本市内ということで、管理のほうがやはり難しくなってきたので、こちらのほうのつてをたどって、譲受人の方に管理をお願いするという形です。現況は作付されておりませんでしたが、一応、草切りや耕すなどは定期的にされておりましたので、管理上の問題はまだ発生してないかと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　議案第９号、農地法第３条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。まず申請番号２８番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　質疑がないようですので質疑なしと認めます。これから申請番号２８番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい、全員賛成です。したがって、申請番号２８番の案件については許可することに決定しました。次に、申請番号２９番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　この案件についても質疑がないようですので質疑なしと認めます。これから申請番号２９番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい、全員賛成です。したがって、申請番号２９番の案件については許可することに決定しました。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　次に申請番号３０番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　委員なしということで、質疑なしと認めます。これから申請番号３０番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい、賛成多数です。したがって、申請番号３０番の案件については、許可することに決定しました。次に申請番号３１番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　質疑なしと認めます。これから申請番号３１番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　全員賛成です。したがって、申請番号３１番の案件については許可することに決定しました。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　次に申請番号３２番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。はい、１７番、三宅委員。

○１７番委員（三宅　武二君）　１７番、三宅です。譲受人は、もう毎回、毎回、パトロールで指摘を受けている人間ですが、このままやってまたほったらかしてもらえば非常に困る、あさぎり町自体が、農業委員会自体が非常に困る人だと思います。これは、もう少し慎重に協議してもらって、もう少し考えてもらったがいいんじゃないかと思いますが、皆さんはどぎゃですか。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい。２４番、橋口委員。

○２４番委員（橋口　丈一君）　２４番、橋口です。山本さんそのあそこはもう見ての通りたい。地金置き場たい。かなり何回も勧告やらしてるんじゃないかと思いますが、それにおいては、従いよっとかな。何か返答かなんかあいよっとですか。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい。山本課長補佐。

●農業振興課課長補佐（山本　祐二君）　若干、これまでの皆様よりは知らないかもしれませんが、町としてやっていることについて少し触れさせていただきたいと思います。先ほどちょっと説明もありましたとおり、ここは農振地なんで、元々経営基盤強化法、農業公社を通じたやり方でやろうというお話があったんですけども、いわゆる農地を健全に経営をしていない方とみなされて、県の公社もちょっとそういった方に売渡しをするのはどうかということで、ちょっとストップがかかって、なかなかこれでは、税がかからないという優遇措置はあるにせよ難しいということで、売りたい方も税がかからないような方法はないかということで、この方法を模索した次第です。ですが、皆さんも御存じのとおり、なかなか地金だったり、それから今日見た限りでは、木のくずのバーク、あれの写真まで撮ってきて、ここでプロジェクターで見せようかというお話があったんですけども、あれの作業場が今までよりかなり拡大してまして、自宅の前からその周りの農地のほうにですね。非常に木の皮がどんどんどんどん広がっていって、今のままこれを許可してしまうと、これは今日回った委員さんとの話なんですけども、ちょっとまた作業場を与えてしまうようなことになってし

まうんじゃないかというふうな心配が出ました。ですから、なかなかこうその場で決定という部分はできなかったのが事実で、そういった意味で皆さんに、いろんなこうしたらいいんじゃないかとか意見をいただきながら、この総会に臨んだ次第です。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい、田崎委員。

○１１番委員（田崎　洋一郎君）　１１番、田崎です。この譲受人の方は、２町６反ほどありますが、そのほとんどがそういう状態なんですか。大体、何をしよやっとですかね。鋸くず屋ですか。２町以上ほったらかしの人には、ちょっと考えるべきだと思います。

○２４番委員（橋口　丈一君）　先ほど聞いたのは、その勧告やらにも正直に応じてたい。いろいろ対処してくっやれば問題なかったい。ところが、そぎゃんとば無視するごたっ状態なら、簡単には許可はでけんじゃなかろうと私は思いますが。

●農業振興課課長補佐（山本　祐二君）　そういったあさぎり町では、なかなか勧告とまでは出すことはめったにありません。ただ、農地を欲しいと、いわゆる先ほどの基盤強化法ででもということであれば、ちゃんと地金なら地金、中古車、廃車といいますか。そういったものをのけるなり、そういった畑としてきちんと管理をするなり、一つ提案したのは、そういったものを２００㎡までは農業用として、許可不要で転用ができるので、そういった部分を作業場として作るとか、いろいろこうやり方があるんで、そういった方向でありませんかといういろんな提案をしてみたんですが、最後には、なかなかこうちょっとこう俺には難しかでってみたいな、良か知恵を貸してくれんやという話で、もう堂々めぐりといいますか、だからといってその地金なり、そういった廃車を片づけようというふうな形には進展しないということで、相談に来られますが、提案をしても、何も進まないまま今日、久しぶりに回ってみたら、そういったバーグがさらに、広がっていってという形でしたので、今日、簡単に委員さんが杉下委員からもありましたが、ちょっとこのまま簡単に結論を出すのは難しいんじゃないかということでした。はい。

○２４番委員（橋口　丈一君）　それでですよ。やっぱり皆さんでたい。一応、２６人で見てもろうてたい、こぎゃん現状ということば知ってもらわんばたい。話だけじゃなかなかわからんと思いますので、できれば今日は無理かもしれんばってんが、いつかですたい。もうなるだけ近いうちに、そういうふうなとで一回、長うはかからんはずですけん。見ればどうだろうかと思いますが。皆さんが、そぎゃんた見らんでよかて言いならば別ばってん。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　農業委員会の決定に関わっとっとじゃっで。一遍許可したなら、もう責任なこっちにあるもんな。向こうは。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　福永委員。

○２５番委員（福永　高嗣君）　今日も現地調査班の人と地区委員さんの意見のあっとですけん。もうさっき言いやったごと現地調査も必要ですけど、一応、却下してもらったほうがよかじゃなかですか。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　却下な、保留な。

○１番委員（杉下　和治君）　すいません。１番です。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい、杉下委員。

○１番委員（杉下　和治君）　すいません。これ提案ですけれども、今日の会議の話を一応、地区委員さんが話を伝えてもらって、そして、今回はこういう事情で、保留になりましたって、もう絶対農地が欲しいっていうのであれば、誠意を見せてくださいちゅうような今まで、買った農地も含めて、きれいに管理するとかたい。廃車をのけるとか、そういう話が出たのでということを伝えてもらえばと思いますけど、地区委員さんよかですかね。

○２１番委員（石山　孝史郎君）　はい。一応、私が担当委員ですので、一応伝えたいと思います。今日、上

がってきたら多分、この譲受人じゃなくて譲渡人の方も、多分もう前々から売りたいという要望でしたので、そういう事情があって、こういう今日みたいに上がってきたんだと思います。今日の話し、今話し合ってもらったことをまた伝えたいと思います。

○６番委員（宮原　久子さん）　すいません。御忠告なんですけど、私この譲受人のお友達を御存じなんですね。ここは後継者はいらっしゃるんですかね。おんならんとですか。なんか聞いたところによると、この人は病院に入っておられて、診察をして、何か爆弾を抱えていらっしゃって、病院を抜け出して違う病院に行ったら、そこでは影が見えんやったけんて言って、その手術ば抜け出して出とんなっとですよ。そのままほったらかしとなっけんが、多分、体調もよくなかとじゃなかかなっていう情報です。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　井上委員。

○２０番委員（井上　正次君）　今、杉下委員からこっちの担当委員にあったですたい。説明してきてくれみたいな。この農業委員会の総会日に、例えばその本人をここに呼んで改善の気持ちがあるかないかとか。国会では証人喚問みたいなそういうことは、ここに出て説明してもらうという手法はあっとかな。この農業委員会中に、当事者を招いて改善しますから、私の契約をさせてくださいみたいな。

●農業振興課課長補佐（山本　祐二君）　この場に呼ぶっていうのは、もちろん私歴が浅いので、なかなかわかりませんけども、例えば太陽光だったり、転用とかには当然、当事者が今日もですけど、あとで５条のほうで出てきますけど、買われる方が施工される方とか、そういった方を呼んで、事情を聞いたりというのは現場ではあります。ですから、現場でお話を聞くというのは過去何度もいろんな場面であったかと思いますが、ここに呼んで、どういう形になるかわかりませんが、それができるのか、それがどう拘束力なり法的にどうなのか、この農業委員会の総会というものがですね。その方達を呼ぶことができるのかですね。ちょっとそこは勉強をさせてください。はい、それともう一つ確認ですけど、今いろいろ杉下委員から出た提案なり、どうしたらいいかというのをどうかひとつ今日は保留なのか、まずは担当委員に言っていただくのかというのをどれか一つ今日はなんなりとのお答えをいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○２０番委員（井上　正次君）　それが例えば出てきて、その人が口で発っしたことを議事録に載るはずで、例えばその人が改善します、いつまでは改善しますから、また来月、申請しなおしますのでよろしくお願いしますというのは、議事録に残るとするならば、証拠となって許可もあるだろうって思うとですよ。また一方で、担当委員だけの責任かってなって、担当委員がほんなら１人でそこに乗り込んで言った言わないと、またそれがいやお前そぎゃん説明せんやったたいとか、今回だけばってんがとか、言葉の問答になってくると、一人じゃ説明に行ったって、証拠にならないと思うとですよ。やっぱり地区担当と事務局、あるいは会長か職務代理が一緒についていってしないと、今お前そぎゃん説明せんじゃったってなった問答になったときに、また総会に出てきたときには、同じことが発生するんで、誰かが一緒に行って、いや説明しましたよっていう証拠を作らないと、こういう気配の人は、何度でも出して、しまいにはここを飛び越して県のほうに直接行かれたり、国のほうに行かれたりしたら、もっとややこしくなるからと思って、ここに呼ぶか複数で、自宅に今日の総会の説明でも１人で行かずに、２人か３人はついて行くようにしたらいいのかなという提案します。以上です。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい、溝口委員。

○１６番委員（溝口　秀人君）　今、井上委員のほうから、ここに呼んでちゅうような話のあったですばってんが、とても本人は出てこんと思います。出て来られんと思います。ちゅうのがですね。今までの売買のあった時点の話ですばってんが、とにかくさっき事務局の山本補佐も言ったとおり、おらそぎゃんことは言わんじゃった何の言うて話ばはぐらかして、そういう人ですから、とても出てきやれんと思います。そして、それよりも今日の会議でですたい。許可するのかしないのかを採決して、そしてその結果を事務局のほうで、

農業委員の場の会議の協議内容、それを直接伝えてもらってしたほうが、手順としてはおらよかっじゃなかろうかと思います。そうせんとですね。何ちゅうかなそれを本人に担当委員が一緒に行ってみたり、事務局から家を訪ねていって、そういう報告をするのはおかしいと思います。向こうから申請して、農業委員会のほうに売買で出してあるんですから、それをいっぱた協議するのが農業委員会で、この場で、許可するかしないかをその内容をもってしなかった内容をもって、文書にして、行ってもらったらどうですか。そういうふうに思います。直接、自宅に行って、どうのこうの担当員が、一緒に行くっていうのはおらおかしいと思います。それから、担当委員でも、他の上地区の委員でも私でもよかですが、説明はします。それから。事務局からの通達の後にですね。そういうふうに思いますが、皆さんどう思われますか。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい、重信委員。

○１５番委員（重信　洋一君）　１５番、重信です。とにかくその買われる本人の方は、どこそですたい。昔の上村時代の憩いの家てあっとですが、田んなか畑じゃなかですばってん。バークばこずでですたい。とてもが応じやれんどうて思うばってん。言うてみらんことにはわからんばってん、なかなかそういうことは案外ルーズのごたる感じを受けますよ。見てもろてよかばってん。屋敷のぐるいはぎゃんしてあっでたい。そこんとこは慎重にやっぱり農業委員さんも審議してもらいたいと思います。終わります。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　現在、置かれてる状況ば改善せんば許可でけんな本当。はい、上野委員。

○１２番委員（上野　勇一郎君）　１２番、上野ですが、結局、売る人のほうも、３条使えば税金がかかる。強化法に載せられる人が、地だを大切にして農地を要する人に対して、進めていくとないばばってん、買うたごち買うごち放棄地どんしてくいなら、やっぱはわからんどって思うで、やっぱ保留にして、また説明するちゅうな形で、私はそいでよかと思います。以上です。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい。４番、的射場委員。

○４番委員（的射場　洋一君）　４番、的射場です。保留という意見さっきからありますけど、保留てしもたら今度は、採決の結果自体がうやむやになるわけですよね。例えば決定手続の不備で、保留というケースは考えられなくはないんですけど、今回、手続上の問題はなくて、要は買い受けの資格に問題があるっていう審議なってくるんで、この場合は、可決、否決は確実にしといたほうがいいんじゃないかと思います。そのあとで否決でけんかされるはめになるかもしれませんけど。

○１２番委員（上野　勇一郎君）　また、新に心が入れ替わったらするというようなことで。はいわかりました。すいません。

○１番委員（杉下　和治君）　一応、もう今日の現地調査に行った人の話は、俺が最初説明したとおりで、あとはもう皆さんの意見を聞いてそれを採決するだけです。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい、林田委員。

○９番委員（林田　樫臣君）　今、話ば聞いとるばかりじゃちょっと可決は難しいなという意見はあっとですけれども、このままにしといても荒れるばっかいというともまた、いかんと思うとですよ。上の４筆の部分は、宅地のほうにかかってるということで近くが宅地とか雑種地になってるということで、農振地から外れるということは考えられんですかね。養豚団地ですね。１筆だけちょっと離れた正方形の田は、これ田んぼの真ん中ですので、誰か違う人が買うとか、そういう方向に行く当てはないんでしょうか。ちょっと地元の人に聞きたいと思いますけど。

○２１番委員（石山　孝史郎君）　もうだいぶ前にどれくらい前ですかね。もう１年はまだならんと思うのですけど、この譲渡人の方から相談がありまして、最初はその近くの方に当たったんですけども、なかなかやっぱりもう耕作したり、もう買ってもらったりっていうのはもういらっしゃらなくて、私もちょっと手を止んでたですけども、もうこの譲受人の方は、本当、そういった現状で、買う資格はないんですけども、本当

は何か土地を欲しい欲しいとずっと言っておられる方です。ですけから、今日、こういった形で上がってきたんだと思いますけども。

●**農業振興課課長補佐（山本　祐二君）**　事務局から言うのは、ちょっと正しいのかどうなのかちょっとわからないまま発言しますが、条件付けをして、例えばに今１５番委員が言われたようななんでしょ。ちゃんと耕しますとか、いつ頃から播種しますとか、そばを作ります。麦をつくりますというふうな営農計画といいますか。そういったものを出して、書類だけではなくて、例えば半年ぐらい後にもう一回この申請を例えば、今回は却下をして、こうこうこういう理由で、復活をしましたと議事録から抜粋してですね。そして、ただし半年後に、もう一回、こういった申請を挙げて、半年後ぐらい、１年後でもいいですけど、ちゃんと耕して麦作って、そば作ってとか、栗植えてとか、そういった部分の改善が見られれば、当然、何らその許可しないものでもないということで、そういった条件付けじゃないですけど、一文最後にこうこうであればできるんですよというふうなものを付けて、今回はそういった理由で却下ですというふうな形で、どうだろうかというふうな車内でも、きょう巡回した中でも、そういったお話が出ておったわけですが、もう却下するのかしないのかというのは当然、どなたか言われたとおり、それが農業委員さんの総会での審議をしていただく大事な部分であるとは重々承知の上なんですが、そういったことはできないのかなというのは、逆に私どもも車内で考えながら、しゃべりながら巡回してきた次第でございます。ですから後に、今から会長のほうから決を取られるのかもしれませんが、そういったことも含めて慎重審議していただければなと思います。以上です。

◎**農業委員会会長（鶴田　和典君）**　はい、松本委員。

〇**２２番委員（松本　廣幸君）**　もうこのまま審議を取ってもらいたいと思います。審議というか採決を取ってもらいたいと思います。その結果でよろしいと思います。

◎**農業委員会会長（鶴田　和典君）**　大体意見は出尽くしましたから、採決取らせていただきます。採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者なし）

◎**農業委員会会長（鶴田　和典君）**　それでは、取り下げることに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎**農業委員会会長（鶴田　和典君）**　それでは、一度申請を取り下げてもらい、譲受人が所有する農地を適正に管理していると認められない限り、この案件は保留とします。

◎**農業委員会会長（鶴田　和典君）**　次に申請番号３３番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**農業委員会会長（鶴田　和典君）**　質疑なしと認めます。これから申請番号３３番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎**農業委員会会長（鶴田　和典君）**　はい、全員賛成です。したがって申請番号３３番の案件については許可することに決定しました。最後に申請番号３４番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**農業委員会会長（鶴田　和典君）**　質疑なしと認めます。これから申請番号３４番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎**農業委員会会長（鶴田　和典君）**　賛成多数です。したがって申請番号３４番の案件については、許可することに決定しました。

日程第５　議案第２号

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　日程第５、議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本　祐二君）　農地法第５条の許可申請について説明いたします。資料は１６ページ右側から２５ページになります。今回は、１件の審議をお願いします。申請番号１１番ですが、譲渡人は町内の個人の方で、譲受人は町外の法人の方です。転用する土地としましては一筆で、地目は、台帳・現況とも畑となっております。転用面積が８１３㎡となっております。移転する契約としましては売買で、全部で４００万円となっており、転用の目的は太陽光発電施設の設置です。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域内の除外地で、あさぎり駅からおおむね５００メートル以内に位置し、第２種農地に該当し、地球温暖化防止対策に寄与したいとのことで、転用可能と判断しました。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第５班の現地調査がありましたので、申請番号１１番の案件について、４番委員の的射場洋一委員より報告をお願いします。

○４番委員（的射場　洋一君）　はい、的射場です。現地調査の結果について御報告いたします。資料は１６ページ右から２５ページまでとなります。場所については、１８ページの地図をご覧ください。場所は、免田の五差路から県道深田方面に向かいまして、踏み切りを越えて大体１００メートルぐらい行ったところにある小道から、住宅地の中に入ったところにございます。現況としましては、一応、田お耕こしをされておりまして、草等は伸びておりません。隣接する雑種地、１７ページ右側の地図がございますが、１６５３−２には、既に太陽光パネルが設置されておりまして、こちらと管理が同じ会社でされるということです。住宅地の中にかなり食い込んでおりますので、いわゆる光の反射などに問題ないかということでしたが、これについては太陽光パネルの角度等で周辺の住宅に影響が出ないということでした。管理上適切にされるのであれば問題ないかと思います。審議のほどよろしくお願いします。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。まず申請番号１１番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい、１１番、田崎委員。

○１１番委員（田崎　洋一郎君）　１１番、田崎です。８００㎡で４００万ということですが、それはどういう何かな地価を基にこういう計算になるんですかね。ただ、会社のほうの言い値というか、ものすごく高いもんで。

●農業振興課課長補佐（山本　祐二君）　すいません。即答できませんので申し訳ありません。

○１１番委員（田崎　洋一郎君）　ちょっとびっくりするほどの値段なもんで。

○１７番委員（三宅　武二君）　これは、多分、多良木の●●建設が中に入っておると思います。ですから、多分、中間マージンをもろとっとじゃなかかてと思うばってんな。この雑種地も多分、同じ●●建設が入っとっとです。だから、こっちの言い値で●●建設の言い値で買うてくたんじゃなかかなと思います。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　質疑なしと認めます。これら申請番号１１番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい、全員賛成です。したがって申請番号１１番の案件については許可

することに決定しました。

日程第６　議案第３号

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　日程第６、議案第３号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会参事（大岩　亜記さん）　それでは説明いたします。資料２６ページをご覧ください。あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、今回１件の申請があっております。申請番号１番の経営面積は２３２アール。経営形態は、水稲、ＷＣＳとなっております。町のあっせん基準の中では、その他経営類型に該当し、経営面積１９６アール以上の要件を満たしていますので適正と考えます。以上で説明終わります。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　議案第３号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についての説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　質疑なしと認めます。これから、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第７　議案第４号

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　日程第７、議案第４号、農地利用集積計画（第２回）の決定についてを議題といたします。事務局の説明をというのは、

●農業委員会参事（大岩　亜記さん）　それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は２７ページからご覧ください。申請番号４６番から９１番までは、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。申請番号９２番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号９３番から１２２番までは、新規の賃貸借権の設定です。申請番号１２３番から１２６番は、期間満了に伴う転貸により賃貸借権の再設定です。申請番号１２７番から１３０番は、新規の転貸による賃貸借権の再設定です。続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。資料は、３１ページ左手をご覧ください。今回の申請は４件で、申請番号６番から９番までは、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に売買価格についてですが、申請番号６番の買い入れ価格は、１０アール当たり２５万５，０００円です。申請番号７番の買い入れ価格は、１０アール当たり２３万４，６００円です。申請番号８番の買い入れ価格は、１０アール当たり５１万円です。申請番号９番の買い入れ価格は、１０アール当たり２５万５，０００円です。以上の件については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えております。３２ページから３４ページにかけて、利用権設定等状況一覧表と農用地利用集積計画総括表を載せております。以上で説明終わります。

●農業振興課課長補佐（山本　祐二君）　すいません。ちょっと訂正がありましたのでお知らせします。申請番号貸借の分ですね。１２７番から１３０番は、新規の転貸による賃貸借権の再設定と申しましたが、新規ですので再設定ではなくて設定です。はい、申しわけございません。以上です。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　農地利用集積計画（第２回）の決定についての説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　質疑なしということで質疑なしと認めます。これからの農地利用集積計画（第２回）の決定についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　はい、賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第８　議案第５号

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　日程第８、議案第５号、農地の賃借料情報の提供についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会参事（大岩　亜記さん）　説明いたします。資料は、３５ページをご覧ください。あさぎり町の農地の賃借料情報提供のため、平成２９年１月から１２月までに賃貸借として、町の公告されたものから集計した１０アール当たりの水準です。まず、地目田の平均ですが、上地区が２万１，３００円、去年より１，９００円プラスです。免田地区が、２万７，７００円。去年よりマイナス１，９００円です。岡原地区が１万６，６００円。去年よりマイナス４，９００円です。須恵地区が１万９，７００円。去年よりプラス２００円です。深田地区が１万９，９００円、前年よりプラス１，９００円で、あさぎり町全体では２万５００円。プラスマイナスゼロとなっております。次に、地目畑ですが、あさぎり町全体で７，４００円。去年よりプラス２００円となっています。以上で説明終わります。議案第５号、農地の賃借料情報の提供についての説明が終わりました。質疑ありませんか。はい。４番、的射場委員。

○４番委員（的射場　洋一君）　４番、的射場です。皆さんも御存じの話でございますが、この平均値及び最高・最低値て基本的には、年ごとのいわゆる契約された分の集計値ですよね。例えばこれが、現状すべて締結されている土地に関する設定から拾い上げるっていうことは可能ですか。

●農業振興課課長補佐（山本　祐二君）　実は、特にこのデータを見てお気づきかと思いますが、岡原地区とかですね。急に５，０００円ぐらいが上がり下がりとかというのは、年に契約がたまたまあったなかったということで、すごく上下幅が大きいということで、農業委員会の中でも実はこれは検討課題というわけではないですけどもなっております。で、たまたまタバコがよくできるところが多かった年とそうではない年の今年の契約は、当然、賃料が変わってきますので、例えばの話ですが、過去３年間ぐらいを集計をして大体３年から５年が多いので、３年間をずっとこう今年の分を足して、例えば、２６、２７、２８と翌年には２７、２８、２９、来年だったら、２８、２９、３０と３年間ぐらいをずっとしていくと、そんなに急に５，０００円とか賃料が変わるようなことはないのかなというなことを今、課内でもお話をしておりますので、今年度は、こういった形で情報提供をさせていただいて、これを基に小作料を検討される方、農家の方いらっしゃるかと思いますが、今後の検討課題としてさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　ほかに質疑ありませんか。はい、中村委員。

○２３番委員（中村　陽子さん）　この参考のあさぎり町の最高の平均値って、平成２８年は３万２，７００円ていうのは、免田が引き上げているからそうなるのかなと思うんですけど、これ平成２９年の３万２，６００円というのは、基本最高額にそれより上がっている分ないのに、こんな平均値になるんですかね。

●農業振興課課長補佐（山本　祐二君）　よくお気づきです。実は、私もこれは４月になったばっかりで初めてこれを見て、同じ質問をしました。そしたらですね。上地区は上地区だけでまずデータを取るんだそうです。この取り方は。上地区だけでデータを取って、その中で平均を出してですね。極端に高いもの、例えば中には５万円とかっていうところもあるらしいです。それから極端に安いもの、そういったものもこの平均価格に影響してしまうので、そういったものをラインを引くかは、その時々で何かあるらしいんですけども、詳しくはちょっと言えませんが、そういった極端に高いものを上の分を外すとか、下の部分を外すというのを上地区は上地区だけで出す。と、免田は免田でまず平均を出して、そこの何％ぐらいまでを出すとかっていうそれぞれで出すんだそうです。そして最後に、あさぎり町全体で上の何パーセントを聞くっていうことなんで、本当はもっと高い最高額というのは実際あります。そういった形で出しているんで、おっしゃるとおり、３万２，６００円というのが最高値にないじゃないかということ形が出てくるということです。おわ

かりでしょうか。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、旧町村毎とあさぎり町とで出すのでということだそうです。だから、本当は最高値はもっと高いのがあります。

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　質疑なしと認めます。これから議案第５号、農地の賃借料情報の提供についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（鶴田　和典君）　全員賛成です。したがって、議案第５号、農地の賃借料情報の提供については許可することに決定しました。これで本日の日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。平成２９年度あさぎり町農業委員会第１１回総会を閉会します。

●農業振興課課長補佐（山本　祐二君）　起立。例。

閉会　午後２時３４分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

平成　　年　　月　　日

あさぎり町農業委員会　会　　長　　鶴田　和典

あさぎり町農業委員会　署名委員　２１番　石山　孝史郎

あさぎり町農業委員会　署名委員　２２番　松本　廣幸

第11回全員協議会

H30.2.9（金）議会議場議員控室（午後2時42分～午後2時53分）

●**農業振興課課長補佐（山本　祐二君）**　引き続き全員協議会を行います。次回の農業委員会総会ですが、来月３月１２日の月曜日、午後１時３０分です。今度は免田の保健センターで行ないます。３月は、ここも議会中、役場も改装中で使えませんので、農業委員会の北側の保健センターで行ないます。それから、午前中の現地調査班は１班に戻ります。農業委員会の委員の募集について、昨日の夕方の５時をもって締め切りました。２６名の定員に対して２８名の届け出がありました。今後のスケジュールとしましては、候補者の評価委員会というものを設けることになっております。これは町長が委嘱状で任命をして、副町長が委員長となって、副委員長が農振課長です。以下、区長代表を旧校区町村から１名ずつの５名、それから農業委員会の会長・副会長なんですが、職務代理者は今回、立候補届け出をされておりますので除きますので、農業委員会から会長、それから役場から農業振興課の課長補佐、農業委員会局長もでしたですが、入院中ということで農業委員会から私ということで、合計１１名ぐらいですかね。それで、来週の１４日にこの２８名から２６名への絞り込みの評価委員会というものを開催してやっていきたいと思います。で、場合によっては、第２回目を２月１９日にやると、１回で審議が難航したり、もう１回ぐらいやろうというふうになった場合ですけど、その後、町長がそれを承認をしていただきまして、３月議会で議会に選任同意をしていただくことになっております。任期が４月１２日までですので、４月１０日に最後の今の委員さんでの総会をやって、新体制での続けての総会といいますか、農業委員会といいますか。そういったものを４月１０と１３日に行うという日程で、今後は進んでいきますのでお知らせをしておきます。４月１０日は通常の総会で、１３日は委嘱状交付とか、それから勉強会なり、そういったものをやるという計画でおります。（議会での任命同意についての説明あり→一人ずつ投票を行なう内容等について）その他の連絡事項について、２月２３日、農業委員活動強化推進大会、熊本市民会館であります。集合場所、東庁舎の駐車場です。出発時間１０時３０分です。欠席→杉下、林田、上野、中村、宮原サービスエリア昼食代で予定です。２０１７年度分の活動記録簿提出をお願いします。それから２９年度分の総会資料を回収しますので提出ください。事務局長の見舞金千円を互助会のほうから出します。以上で全員協議会を終わります。